

第3節 発災直後の情報収集伝達

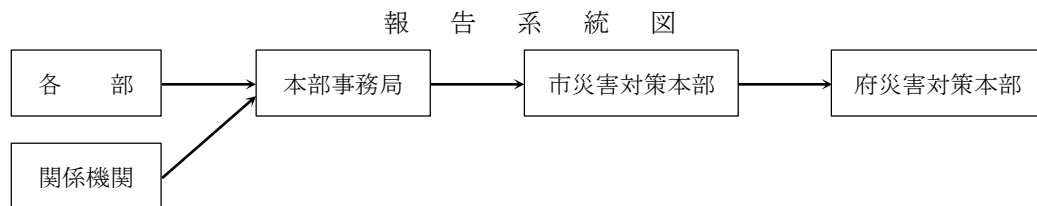
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 情報の取りまとめ ⇒ 本部事務局 2 被害状況の報告 (1) 通常 ⇒ 府 (2) 府への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁 (3) 消防本部への通報殺到の場合 ⇒ 府及び消防庁 3 各部の報告事項の周知徹底 4 通信設備の把握	各課・室共通

第1 計画の方針

災害発生後、市は、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに防災行政無線、防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等のおおむね観点から、情報のトリージングを行い、適切な応急対策を実施する。

第2 実施責任者

災害情報の収集・伝達については、本部事務局が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。



報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)	報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)
人的・住家被害関係	本 部 事 務 局	危 機 管 理 室	道路・橋梁関係	都市デザイン部	都 市 整 備 部
危険物等施設関係	消 防 本 部	危 機 管 理 室	河 川 関 係	都市デザイン部	都 市 整 備 部
社会福祉施設関係	福 祉 部	福 祉 部	砂防・崖くずれ関係	都市デザイン部	都 市 整 備 部
医 療 関 係	子育て健康部	健 康 医 療 部	下 水 道 関 係	上 下 水 道 部	都 市 整 備 部
ごみ処理施設等関係	環 境 産 業 部	環境農林水産部	公 園 関 係	都市デザイン部	都 市 整 備 部
水 道 関 係	上 下 水 道 部	健 康 医 療 部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	都市デザイン部	住宅まちづくり部
農地・ため池関係	環 境 産 業 部	環境農林水産部	教育・文化財関係	教育・子ども部 生涯学習部	府 教 育 委 員 会
山地災害関係	環 境 産 業 部	環境農林水産部			

第3 災害情報の収集伝達

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

(1) 消防本部への通報状況

- (2) 和泉警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 収集報告を行う被害状況等の種類

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況
- (5) 災害に対して既にとった措置
- (6) 災害に対して今後とろうとする措置
- (7) 災害対策に要した費用の概算額
- (8) その他必要な事項

3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被災者氏名等を記入する。また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、本部事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第4 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うため府に連絡を行う。人的被害の数について広報を行う際には、府と密接に連携しながら適切に行う。

火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。また、消防本部への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合

には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第5 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編掲載の基準による。

第6 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるほか、必要に応じて、次の通信手段を確保する。なお、特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

1 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

2 府防災行政無線の利用

府防災行政無線を活用し、府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

3 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、和泉警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

なお、本市の非常通信経路は、資料編のとおりである。

4 本部内の通信連絡体制

本部内での命令の指示・伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線やメールを利用する。

5 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、和泉防災無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行う。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料編 | ○ 1－3 防災関係機関連絡先一覧 |
| | ○ 3－8 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式 |
| | ○ 3－9 被害状況調査報告基準 |
| | ○ 3－10 非常通信経路 |